



平成 29 年 4 月 5 日

各 位

会社名 株式会社あかつき本社
代表者名 代表取締役社長 島根 秀明
(コード 8737 東証第2部)
問合せ先 取締役グループ財務部長 川中 雅浩
(TEL 03-6821-0606)

あかつき本社第4回無担保社債（期限前償還条項付）発行 に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会決議により、株式会社あかつき本社第4回無担保社債（期限前償還条項付）（以下「本社債」といいます。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本社債の概要

(1) 名 称	株式会社あかつき本社第4回無担保社債（期限前償還条項付）
(2) 本 社 債 募 集 額	金 10 億円
(3) 各 社 債 の 金 額	金 100 万円
(4) 利 率	年 1.80%
(5) 払 込 金 額	各社債の金額 100 円につき金 100 円
(6) 償 還 金 額	各社債の金額 100 円につき金 100 円
(7) 年 限	3 年
(8) 償 還 期 限	予定償還期日：平成 32 年 5 月 25 日 期限前償還期日：強制的期限前償還事由（株式会社トータルエステート及びそのグループ会社 3 社の株式取得が実行されないことを当社の取締役会が決議したことをいう。なお、その詳細は、本日開示しておりますプレスリリース「トータルエステート及び同社グループの連結子会社化及び資金調達に関するお知らせ」をご参照ください。）が発生した場合は、当該発生日から 10 営業日目の日を行い、当社が任意繰上償還を決定した場合は、当該決定の日以降、最初に到来する利払日をいう。
(9) 償 還 方 法	1. 償還金額：各社債の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、予定償還期日（平成 32 年 5 月 25 日）にその総額を償還する。

	<p>(2) 上記(1)の記載にかかわらず、強制的期限前償還事由が発生した場合には、その時点で残存する本社債の元金全部を、期限前償還期日までの未払経過利息(本社債の利息のうち、利払日が到来せず、まだ支払われていないものをいう。)を付して、期限前償還期日にその総額を償還する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の記載にかかわらず、当社は、発行日の翌日以降いつでも、事前に本社債の社債権者に対する公告又は個別の通知を行うことにより、その時点で残存する本社債の元金全部又は一部を、期限前償還期日までの未払経過利息を付して、期限前償還期日に任意に繰上償還することができる。</p> <p>(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 本社債の買入消却については、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) 取扱会社を通じて行う。</p>
(10) 利 払 日	11月30日及び5月25日
(11) 申 込 期 間	自平成29年4月21日 至平成29年5月24日
(12) 払 込 期 日	平成29年5月25日
(13) 募 集 方 法	国内での一般募集
(14) 担 保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
(15) 財 務 上 の 特 約	「純資産維持条項」「子会社における自己資本規制比率維持条項」が付されている。
(16) 引 受 会 社	該当なし
(17) 取 扱 会 社	あかつき証券株式会社
(18) 申 込 取 扱 場 所	取扱会社の本店及び各支店
(19) 財 務 代 理 人	あかつき証券株式会社
(20) 社 債 原 簿 管 理 人	あかつき証券株式会社
(21) 社 債 管 理 者	ほがらか信託株式会社
(22) 譲 渡 制 限	本社債の譲渡については、取締役会の承認を要する。
(23) 資 金 使 途	株式会社トータルエステート及びそのグループ会社3社の株式取得資金に充当するため。詳細は、本日開示しておりますプレスリリース「トータルエステート及び同社グループの連結子会社化及び資金調達に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意：この文書は、当社の国内無担保普通社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資判断については、本社債発行に関する目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。